

投票することができる人

投票日当日、満 18 歳以上(平成 16 年 7 月 11 日以前に生まれた人)の日本国籍を有する人で山陽小野田市の選挙人名簿に登録されている人

【転入者の場合】

令和 4 年 3 月 21 日までに山陽小野田市に転入の届出をした人

3 月 22 日以後に転入の届出をした人は、転入前に住んでいた市区町村で投票できる場合もありますので、その市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

【転出者の場合】

令和 4 年 3 月 10 日以後に山陽小野田市から転出した人で、転出するまで山陽小野田市の住民基本台帳に引き続き 3 か月以上記録された人

※ただし、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録された人は、その市区町村での投票となります。

投票所入場券

入場券は、投票する人の本人確認をスムーズに行うためのものです。入場券に記載されている投票所をご確認ください。入場券が手元に届いていない場合や紛失した場合、忘れた場合等は、投票所の受付でその旨を申し出てください。本人確認を行って再発行します。

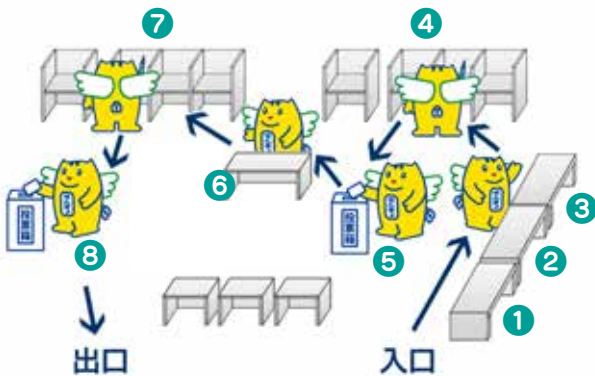
投票の方法

選挙区

- ① 投票所入場券で受付→② 選挙人名簿への登録の確認→③ 選挙区の投票用紙の交付→④ 投票記載所で候補者の氏名を投票用紙に記入→⑤ 投票用紙を投票箱へ

比例代表

- ⑥ 比例代表の投票用紙の交付→⑦ 投票記載所で比例代表の候補者の氏名または政党等の名称もしくは略称を投票用紙に記入→⑧ 投票用紙を投票箱へ



※上記は投票所のイメージ図です。

不在者投票

■ 病院や老人ホーム等に入院・入所中の人

不在者投票施設に指定された病院や老人ホーム等の施設に限り、事前に施設の管理者に依頼して、その施設で投票することができます。

■ 他の市区町村での不在者投票

出張等で投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票することができます。

■ 新型コロナウイルス感染症患者への対応

自宅療養・宿泊等をしている人で一定の要件に該当する場合は、別途投票の方法があります。詳しくはお問い合わせください。

代理投票・点字投票

けが等により字を書くことが困難な人は、係員が代わりに投票用紙に記入します。また、重度の視覚障がいがある人は、点字投票ができます。投票所で係員まで申し出てください。

選挙公報

朝日、毎日、読売、日本経済の各紙の朝刊に折り込む予定です。なお、新聞未購読の世帯にも 7 月 8 日(金)までにお届けできるよう手配します。また、市役所、厚狭地区複合施設、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所、各地域交流センターにも備え付けます。